

話し合いの概要（令和6年9月9日）

1 「人権に関する実態の公表」について

（団体）

「11 課題」からの削除も含めて、「同和問題」に関する認識と記述の変更を求める。その記述は、「今なお残っている」という観点ではなく、「ここまで前進してきた」という到達点や将来への希望を示す表現にするべきではないか。

（県）

国と同様に部落差別は今も残っているという見解である。同和問題は解消に向かいつつあるものの、解決には至っていないと考える。そのため、引き続き啓発活動は必要と考えている。

（団体）

「同和問題」は特別扱いなどの必要はなく、一般的な人権相談の形で十分ではないかと思われる。また、その対応変更に伴い、「同和問題」に特化した形の研修会の縮小・中止を求める。

（県）

研修の実施にあたり、どの人権課題を優先的にするという考えではなく、人権啓発センターで行う研修は、依頼に基づき行っているものである。

（団体）

高知県として「同和問題」終結宣言を出すことを求める。

（県）

差別事象はまだ発生をしており、解決までには至っていないと考える。今後も啓発活動を行うことは必要だと考えている。

（団体）

相談実数の多い解決すべき課題への対応をもっと重視すべきである。

（県）

高齢者や女性や子どもなどの各所管課においても、しっかり取組をしている。重視していないということではなく、各所管課と連携しながら、啓発・教育活動にしっかり取り組んでいる。

（団体）

すべての人権課題の解決のために、憲法の基本的人権の学習を基本に据えるべきである。課題があるからそのテーマを学習するという形ではなく、基本的人権がすべての人に保障されているという観点からの学びを基礎に、憲法で保障されている基本的人権を具体的に学ぶような学習・啓発を考えるべきである。

（県）

法の下での平等や基本的人権を、しっかりとベースに学びながら、加えて各人権課題についても対応している。そこは両面のアプローチが必要であると考えている。